

健康サポート薬局 研修について

一般社団法人 日本薬業研修センター

「健康サポート薬局」の定義と基本理念

■健康サポート薬局の定義

患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう
(医薬品医療機器法施行規則第1条第2項第5号)

■健康サポート薬局の基本理念

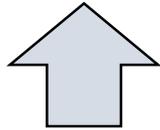
健康サポート薬局は次の2つの機能を持ち、地域包括ケアシステムの中で、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する薬局である。

1. 地域における総合的な医療・介護サービスを提供する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行える機能
(→**かかりつけ薬剤師・薬局機能**)
2. OTC・衛生材料・介護用品等の提供と適正使用を推進し、運動・栄養などの生活習慣全般に関する相談等を気軽に受けられ、セルフメディケーション推進を支援できる機能
(→**健康サポート機能**)。

「健康サポート薬局」制度の概要

※「薬局開設許可申請書」に健康サポート薬局表示の有無の欄が入る

「健康サポート薬局」(掲示・表示)



実際の届出は、
平成28年10月1日より

事前に知事(市長、区長)に届出・受理



健康サポート薬局制度適用
は平成28年4月1日より

健康サポート機能

健康サポートを実施するうえでの地域における
住民や医療関係者との連携体制の構築

かかりつけ薬局の基本機能

「かかりつけ薬局」としての基本的な機能を有す

薬剤師の一定研修を修了

- 1) 技能習得型研修の内容
 - (1) 健康サポート薬局の基本理念
 - (2) 薬局利用者の状態把握と対応
 - (3) 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
- 2) 知識習得型研修の内容
 - (1) 地域住民の健康維持・増進
 - (2) 要指導医薬品等概説
 - (3) 健康食品
 - (4) 禁煙支援
 - (5) 認知症対策
 - (6) 感染対策
 - (7) 衛生用品、介護用品等
 - (8) 薬物乱用防止
 - (9) 公衆衛生
 - (10) 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例
 - (11) コミュニケーション力の向上

- ・連携体制における省令手順書への記載
- ・地域での連携体制の構築とリスト確認書類
- ・紹介内容を設けた紹介文書と連携事業書類
- ・資質、設備、表示、商品構成、営業時間、取組資料

- ・基本機能体制における省令手順書への記載
- ・かかりつけ薬剤師勤務表の掲示確認書類
- ・直近1年の在宅実績の資料
- ・疑義照会および医療機関への情報提供書類

1. 健康サポート薬局の機能

■健康サポート薬局には2つの機能

■両機能を備える薬局は「健康サポート薬局」と標榜可能に

かかりつけ薬剤師・薬局機能

- 服薬情報の一元的・継続的把握
- 24時間対応・在宅対応
- 医療機関等との連携



健康サポート機能

- 国民の病気の予防や健康増進に貢献
 - ・要指導医薬品やOTCの供給・助言
 - ・健康相談・受診勧奨・関係機関紹介

2. かかりつけ薬局機能

■かかりつけ薬局の機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義紹介
- ⑨ 受診勧奨
- ⑩ 医師以外の多職種との連携

3. 健康サポート機能①

■健康サポート機能

- ①受診勧奨
- ②連携機関の紹介
- ③地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④連携機関に対する紹介文書の提供
- ⑤関連団体や行政との連携と協力
- ⑥常駐薬剤師の資質 → 健康サポート研修の受講
- ⑦設備 → プライバシーに配慮した相談窓口の設置
- ⑧表示 → 健康サポート薬局である旨の掲示、OTC医薬品・健康食品等の助言や健康相談を行っている旨の掲示、健康サポートイベントの掲示

3. 健康サポート機能②

- ⑨ OTC医薬品、衛生材料、介護用品等の供給、OTC医薬品、健康食品等の助言・相談
- ⑩ 開店時間の設定 → 平日の営業日には8時間以上の連続開局かつ、土・日のいずれかの曜日には4時間以上の開局
- ⑪ 健康サポートへの取組
 - OTC医薬品、健康食品に関する助言や健康相談
 - 健康サポートイベントの実施
 - 勉強会での発表、情報発信等の取組みの発信
 - 行政や学会等のポスター・パンフレットの掲示や配布

4. 健康サポート薬局になるための手続き

■薬局がしなければならないこと

- ①健康サポート薬局になる(表示する)ためには、事前に知事(市長、区長)に届出 → 平成28年10月から受付受理と同時に「健康サポート薬局」の表示が可能に
- ②厚生労働大臣が定める基準に適合することを明らかにする書類を添付

■知事等がしなければならないこと

健康サポート薬局の公表

- ・健康サポート薬局の説明
- ・健康サポート薬局の検索ができるようにする
- ・健康サポート薬局のHPアドレスを記載

5. 健康サポート薬局研修

■ 研修実施機関

- ① 実施要綱項を満たすことができる法人
- ② 厚生労働省が指定する第三者機関への届出・確認が必要

■ 研修の内容・時間数

技能習得型研修		知識習得型研修	
研修項目	時間	研修項目	時間
健康サポート薬局の基本理念	1	地域住民の健康維持・増進	2
薬局利用者の状態把握と対応	4	要指導医薬品等概説	8
地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	健康食品・食品	2
		禁煙支援	2
		認知症対策	1
		感染対策	2
		衛生用品・介護用品等	1
		薬物乱用防止	1
		公衆衛生	1
		地域包括ケアにおける先進的システム取組事例	1
コミュニケーション力の向上	1		

健康サポート薬局 研修

健康サポート薬局 常駐する薬剤師の資質

健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(通知) ー平成28年2月12日付ーより

- ①要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する**研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師**（以下「**研修修了薬剤師**」）が常駐していること。
- ②一定の実務経験については、過去に薬局に薬剤師としての経験が**5年以上**あるものとする。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとする。
- ③研修修了薬剤師は、研修終了後も健康サポート薬局に関する知識の習得に努めること。
- ④研修修了薬剤師は、**かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。**
- ⑤研修修了薬剤師の研修修了証については、有効期限を設けること。
- ⑥届出添付書類として、有効な研修修了証及び勤務体制が確認できる資料を添付すること。

研修事業の実施機関

1. 名称

一般社団法人日本薬業研修センター

2. 所在地

〔本部〕 東京都港区虎ノ門1丁目15番10号 名和ビル5階501号

TEL 03-5510-8031(直通)

〔横浜事務処理センター・人材育成センター〕

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10

楓第2ビル4階

TEL 045-478-5453

FAX 045-478-5461

<http://www.yakken-ctr.jp> E-mail:info-y@yakken-ctr.jp

3. 設立年月日

2007年9月法人設立

2009年6月16日 一般社団法人に名称変更

研修事業の実施機関

4. 役職者

理事長兼センター長 川島 光太郎
医薬研究所所長 堀 美智子

5. 事業内容

1) 教育・研修事業

(1) 薬剤師のための教育・研修事業

(2) 登録販売者のための教育・研修事業

(3) 配置員、その他医薬品販売者のための教育・研修事業

2) 薬事及び医薬品情報収集・提供事業

3) 薬業界専門家サポート事業

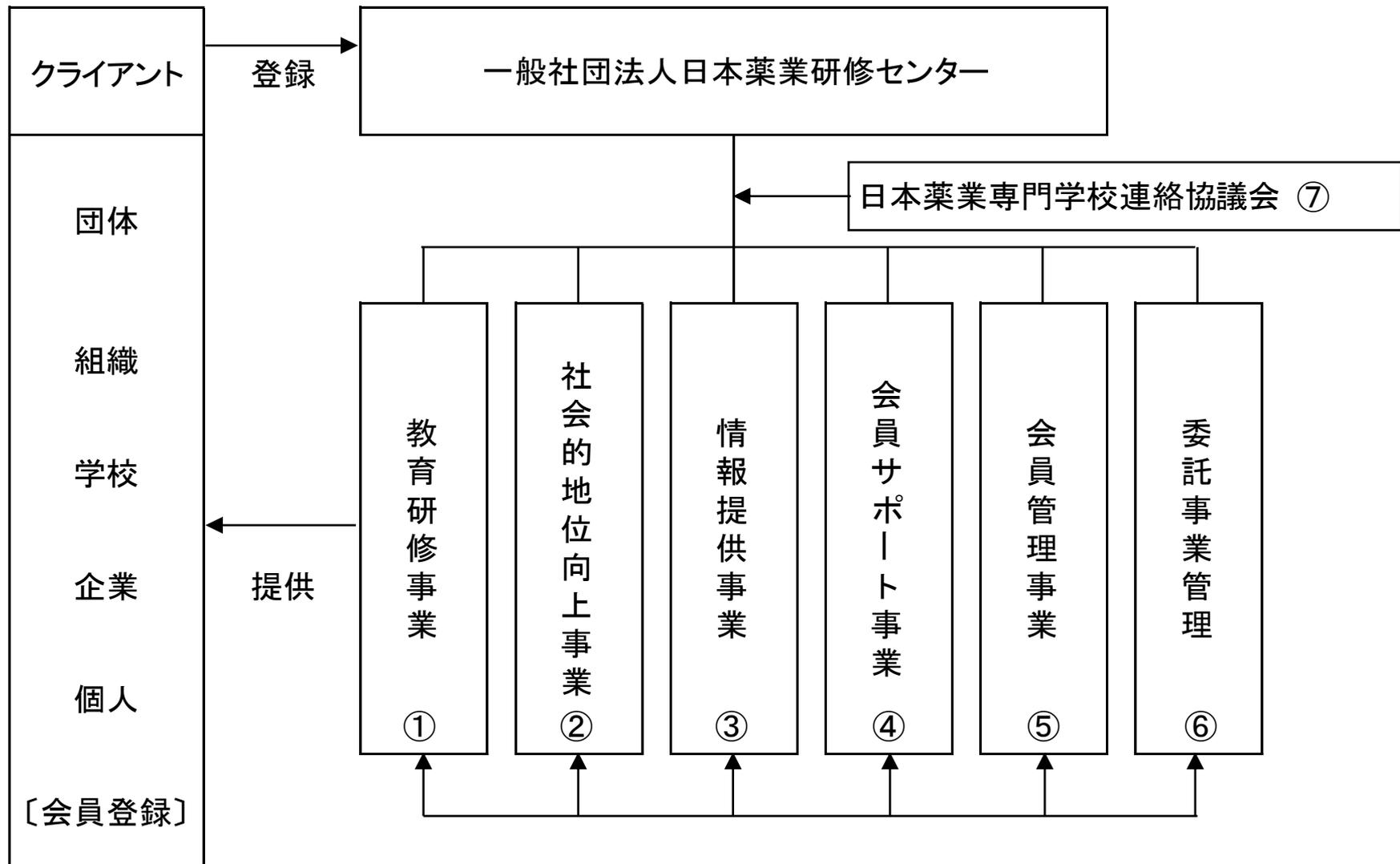
4) 出版事業

5) 会員管理サポート事業

6) 会員、団体・組織などからの委託事業

7) その他

一般社団法人日本薬業研修センターの組織図



健康サポート薬局研修 企画・運営委員会 委員

(50音順 敬称略)

石橋 直子(消費生活アドバイザー)

川島光太郎(一般社団法人日本薬業研修センター理事長)

佐藤 聖(一般財団法人日本ヘルスケア協会常務理事)

平石 裕(一般社団法人 日本薬局協励会 常務理事)

福田 千晶(医学博士・健康科学アドバイザー・医師)

堀内 龍也(一般社団法人 日本病院薬剤師会 顧問)

堀 美智子(一般社団法人 日本女性薬局経営者の会 理事長)

増山ゆかり(全国薬害被害者団体連絡協議会世話人((財)いしずえ))

健康サポート薬局研修 教材作成委員会

(50音順 敬称略)

今泉真知子 (有限会社 丈夫屋 顧問)

岡田 洋介 (一般社団法人 日本薬業研修センター 講師)

川島光太郎 (一般社団法人 日本薬業研修センター理事長、元帝京大学薬部教授)

金子 大亮 (一般社団法人 日本薬業研修センター 講師)

木村 隆次 (有限会社 プロマックス代表取締役)

高橋伊津美 (一般社団法人 日本薬業研修センター 講師、元昭和大学講師)

筑波 純 (一般社団法人 日本薬業研修センター講師、元埼玉県 (行政薬剤師))

半谷 眞七子 (名城大学薬学部 准教授)

平石 裕 (一般社団法人 日本薬局協励会 常務理事)

藤崎 隆 (一般社団法人 日本薬業研修センター 講師)

福田 千晶 (医学博士・健康科学アドバイザー・医師)

堀 美智子 (一般社団法人日本薬業研修センター医薬研究所 所長、一般社団法人
日本女性薬局経営者の会理事長)

健康サポート薬局 研修

実施体制

募集・受講・研修修了証発行の流れ

受講者募集案内(ホームページで募集案内)

↓ 受講者募集は全てホームページでオープン募集とする

受講申込

↓ 技能習得型研修：集合研修のみとする

知識習得型研修：e-ラーニング(集合研修も可)

研修受講

↓ 技能習得型研修：講義とグループ討議、全体発表、総評、レポート

知識習得型研修：e-ラーニングのみとする(テキストと確認試験)

修了証の発行

健康サポート薬局研修企画・運営委員会に諮り、修了証発行の該当者に修了証を交付する。

健康サポート薬局の概要

技能習得型研修

集合研修(8時間)

指定プログラムを受講後

技能習得型研修受講証明証発行

知識習得型研修

eラーニング(22時間)

指定プログラムを受講後

知識習得型研修受講証明証発行

3年以内に30時間の研修受講者が必要書類にて申請を行い、
日本薬業研修センターが要件確認後、修了証を発行

研修会受講の申し込みは、日本薬業研修センターで受け付ける

技能・習得型研修の形式

技能習得型研修は次の2つの形式で行う。

1. A研修：日本薬業研修センターが日程・会場を開催する研修
 2. B研修：企業・団体が日程・会場を決定する研修
 - ※ B研修はB研修を実施する当該企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的とする。ただし、B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体が負担する。
 - ※ B研修を実施する企業・団体は当該研修実施日の60日前に、日本薬業研修センターに連絡する。
- ※ 1～2ともに日本薬業研修センターホームページで公募し、主催は日本薬業研修センターとする。

受講料(一般)

〔一般※〕

		A 研修	B 研修	B 研修
			B 研修を実施している 企業に所属する薬剤師	B 研修を実施している 企業以外の企業に 所属する薬剤師
受講料		10,000円	4,000円	10,000円
内 訳	技能習得型研修	7,500円	3,000円	7,500円
	知識習得型研修	2,500円	1,000円	2,500円
	修了証登録・管理料	無料	無料	無料

- ※ 〔一般〕は当研修センターの〔協力団体※〕以外に所属する薬剤師
- ※ B研修を実施する企業・団体に所属している薬剤師がB研修を受講する場合の受講料は4,000円、ただし、当該薬剤師が所属する企業・団体以外が実施するB研修を受講する場合は、A研修の受講料（10,000円）が適用される。

受講料

〔協力団体※会員〕

		A 研修	B 研修	B 研修
			B 研修を実施している 企業に所属する薬剤師	B 研修を実施している 企業以外の企業に 所属する薬剤師
受講料		6,000円	4,000円	6,000円
内 訳	技能習得型研修	4,500円	3,000円	4,500円
	知識習得型研修	1,500円	1,000円	1,500円
	修了証登録・管理料	無料	無料	無料

- ※ 〔協力団体〕は、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本薬局協励会、一般社団法人日本女性薬局経営者の会をいう。同団体は、本研修の教材作成、講師派遣、研修運営等に協力する。
- ※ B 研修を実施する企業・団体に所属している薬剤師がB 研修を受講する場合の受講料は4,000円、ただし、当該薬剤師が所属する企業・団体以外が実施するB 研修を受講する場合は、A 研修の受講料（6,000円）が適用される

技能習得型研修

内容と到達目標・時間数

研修項目	学ぶべき事項	到達目標	時間数
健康サポート薬局の基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等） 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習 	<ol style="list-style-type: none"> 健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。 健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。 	1
薬局利用者の状況把握と対応	<ol style="list-style-type: none"> 薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習 	<ol style="list-style-type: none"> 薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。 薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切対応先紹介等）を判断し、実践できる。 相談対応型のフォローアップができる。 	4
地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	<ol style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状 地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携に関する演習 	<ol style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線で分かりやすく説明できる。 薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。 地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。 	3

技能習得型研修の実施方法

技能Ⅰ（１時間）、技能Ⅱ（４時間）、技能Ⅲ（３時間）を、技能Ⅰ・Ⅲ研修、技能Ⅱ研修の各４時間ずつ実施することを標準とする。なお、会場、受講者希望等により、技能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催日を分ける、また８時間を同時に行うことも可能とする。

研修講座	内 容	時間	本研修会の名称
技能Ⅰ （１時間）	健康サポート薬局の基本理念	1	技能Ⅰ・Ⅲ研修 （４時間）
技能Ⅲ （３時間）	地域包括ケアシステムにおける 多職種連携と薬剤師の対応	3	
技能Ⅱ （４時間）	薬局利用者の状態把握と対応	4	技能Ⅱ研修 （４時間）

※技能Ⅲの「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」は勤務する薬局が所在する都道府県で開催することを基本とする。
ただし、止むを得ず、他県で受講する場合はグループ討議は地区ごとに分かれて実施する。

「技能Ⅰ・Ⅲ」の標準プログラム概要

研修講座 (時間)	内 容			時間 (分)	受講確認
技能Ⅰ (1時間)	—	講義	ビデオ	20	各自レポート
	第1部	演習	グループ討議	30	
	第2部	講義	総評(講師より)	10	
技能Ⅲ (3時間)	—	講義	ビデオ	40	書記が 全体レポート
	第1部	講義	講義(講師より)	50	
	第2部	講義	ビデオ	5	
		演習①	グループ討議	45	
	第3部	演習②	全体発表	40	
	第4部	講義	総評(講師より)	10	

技能 I の標準プログラム

技能 I		健康サポート薬局の基本理念	
研修形式		研修内容	時間配分
講義	ビデオ	健康サポート薬局の概要(理念・背景・制度・機能)	20分
第1部		健康サポート薬局のすべきこと	
演習①	グループ討議	健康サポート薬局のすべきことに関して討議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在できていること ・努力すればできること ・実施がむつかしいことは何か ・地域連携はどことできているか ・どこと連携すべきか 	30分
第2部		グループ討議の成果物をもとに講師の総評	
講義	総評	・グループ討議の成果物から地域での問題点を発表	10分

【講義内容】

健康サポート薬局の概要（理念・背景・制度・機能）、薬局・薬剤師をとりまく環境の変化についてのビデオ上映について、健康サポート薬局についてグループ討議を行う。

【グループ討議】演習①

健康サポート薬局のすべきことに関する討議。主なテーマは次の通りとする。

- ・現在できていること
- ・努力すればできること
- ・実施がむつかしいことは何か
- ・地域連携はどことできているか
- ・どこと連携すべきか

〔各自がレポート提出〕

受講者一人一人がグループ討議を経てレポート提出。地域での問題点を発見して次の研修につなげる。

技能習得型研修形式・内容・時間配分(技能Ⅲ)〔合計3時間〕

技能Ⅲ		地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	
研修形式		研修内容	時間配分
講義	ビデオ	地域包括ケアシステムの全体像、地域包括ケア支援センター紹介	40分
第1部		当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状	
講義	講演	都道府県の地域包括ケアシステム担当者に当該地域の地域包括ケアシステムの現状紹介(都道府県担当者ではない場合がある)	40分
第2部		地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割	
講義	ビデオ	グループ討議と全体発表の流れの解説	5分
演習①	グループ討議	地域包括ケアシステムと薬局・薬剤師のかかわり、地域包括支援センターとの連携の有無と、今後の取り組みについて。	45分
第3部		地域包括ケアシステムでの薬局・薬剤師のかかり方	
演習②	全体発表	各々のグループの発表と発表者同士のディスカッション(進行:講師)	40分
第4部		各グループ発表とディスカッションを踏まえた講師の総評	
講義	総評	演習まとめ	10分

- ・技能Ⅲの研修にあたっては、参加者に対して事前に地域包括支援センターを訪ね、そこで配布されている資料や、実際の活動についてあらかじめ調査を行ってることが望ましい。

【講義内容】

地域包括ケアシステムの全体像について紹介する。

地域包括支援センターの紹介(ビデオ紹介)

【グループ討議】演習①

演習①：当該地区の地域包括ケアシステムの状況と薬局・薬剤師の関わり方の現状について討議する。

演習①：相談者に対して、適切に地域の連携機関に、地域住民目線で紹介できるようにするための演習。

【全体発表】演習②

各々のグループから発表者を選出し、グループ討議の内容について発表する(時間がない場合は、代表グループによる発表)

「技能Ⅱ」の標準プログラム 概要

研修講座 (時間)	内 容			時間 (分)	受講確認
技能Ⅱ (4時間)	—	講義	ビデオ	60	書記が 全体レポート
	第1部	演習①	グループ討議	60	
	第2部	演習②	全体発表	90	
	第3部	講義	総評(講師より)	30	

技能IIの標準プログラム

技能II		薬局利用者の状態把握と対応	
研修形式		研修内容	時間配分
講義	ビデオ	風邪薬販売について講義内容は下記	60分
第1部		薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態を把握するための演習	
演習①	グループ討議	痛みを例にグループ討議を行う ・顧客からの確認事項 ・受診勧奨 ・販売する医薬品の選択 ・顧客への助言など	60分
第2部		薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習	
演習②	全体発表	各グループの発表 ・討議したポイント ・実際の薬局でのやり取りをロールプレイでも紹介	90分
第3部		状態、状況に合せた判断の実践について講師の総評	
講義	総評	想定した顧客背景と対応について	30分

【講義内容】

風邪症状を訴えて来局された顧客を例に風邪薬販売時の注意事項に関して解説。

全般的注意

- ・自殺目的の購入
- ・覚せい剤原料に関する注意

○顧客確認事項

- ・発熱とうつ熱
- ・ウイルスと細菌感染の違い
- ・医療用医薬品の副作用による風邪症状に関する注意
- ・劇症心筋炎など重篤な症状についての注意
- ・漢方薬
- ・COPD
- ・乳幼児に対する注意
- ・風邪薬の止め時
- ・風邪の予防

【グループ討議】（演習①）

- ・痛みを訴えて来局された顧客を例に受診勧奨、鎮痛剤の選択について討議する。
- ・ケースは3例ほど用意し、6グループから発表を行う。
- ・顧客からの確認事項に関しては、現場で実施可能なものとする。
- ・参加者が多く、検討グループが多い場合は、発表しないグループは、補足を行う。

【全体発表】（演習②）

結果をまとめて、ケースごとの対応集を作成し、次年度以降の参考にするとともに、ある程度内容がまとまった場合、参考書籍として発行を検討。

グループ数が多い場合は、状況に応じて数グループより発表。発表するグループ名はグループ討議終了後に、講師が指名する。

技能習得型研修のグループ討議の進行について

グループ討議の進行については次の流れで行う。

- ①はじめに自己紹介（アイスブレイク、ジョークを交え相手の記憶に残る紹介）
- ②次に司会進行役、書記、発表者を決める
（講師が主導して選択する。但し、技能Ⅰは司会進行役のみ）
- ③メンバーは必ず発言する。反対意見があっても、すぐに否定的な意見をいわず、発言者の気持ちを配慮し、否定しないで自分の意見を主張することを考える。
グループ討議は、多職種連携の場において薬剤師として発言できるようにするためのコミュニケーションの研修でもあることを前提に進める。
- ④書記の人は用意された紙に皆の意見を記載する。記載方法は講師が指導する。
これは薬歴などに記載するための要約筆記の研修でもある（技能Ⅰは除く）。
- ⑤全体発表（グループ発表）。限られた時間の中でどのような発表をすべきか。
プレゼンテーションの研修でもある（ただし時間がないときは、グループ討議終了後、講師から指名されたグループのみ、また成果物の提出だけの時もある）。
- ⑥最後に講師が総評をおこなう。

* グループ討議は、他職種連携の中でいかに自分のほうに他の人の注意を持ってくるかとの研修でもあるため、グループ討議に関して、きちんと発言できたかなど、討議の参加に関してもアンケートを実施する。

グループ討議のグループ分け、席等の配列について

1. グループ分けの方法

グループは、地区ごとに可能な範囲で分ける(地域の特性が共有されやすくするため)。地区ごとの分け方は申込用紙から事前に行っておく。

2. 受付方法

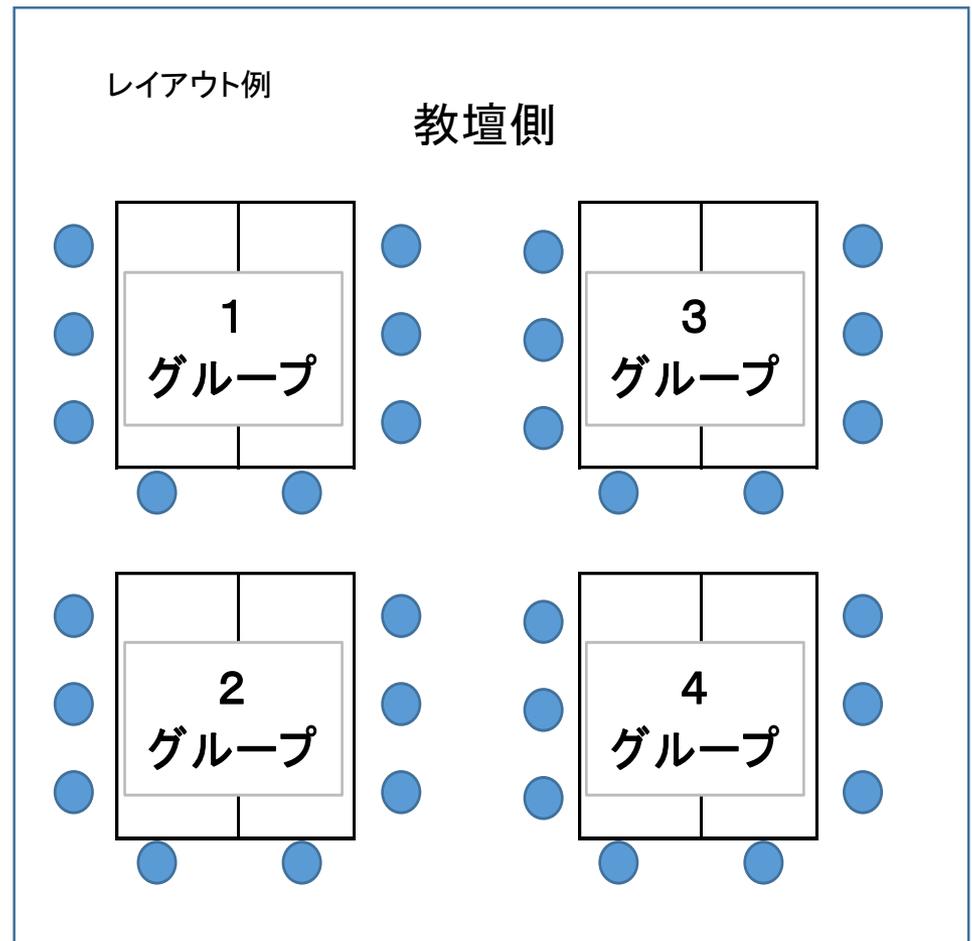
事前に1~4グループ等のグループの番号付名札を事務局で作成し、受付時に名札を渡す。

3. 会場レイアウトについて

初めから島形式に机・椅子を配列しておく。渡されたグループ番号の島に座る。座り順は特に指定しない。

4. 欠席者の対応

欠席者が出た場合、グループ変更するかは講師の判断で決める。



技能習得型研修のレポート確認と受講証明証の発行について

1. 技能Ⅰ

- ・各自が研修終了時にレポート提出
- ・司会進行役にレポートを提出し、その場で確認の可否を行う。

2. 技能Ⅱ

- ・グループで、予め選出された書記がグループ内で討議された内容のポイントを書き記す。
- ・書記が書き記したレポートを司会進行役が確認し、グループメンバー全員の名前を記入し、講師に提出する。
- ・講師は、その場で確認の可否を行う。

3. 技能Ⅲ

- ・グループⅡと同じとする。

- ・各技能研修講座(技能Ⅰ～Ⅲ)の終了時に受講履歴確認書を交付する。
- ・但し、遅刻、早退、途中退席などにより、不在時間が10分を超える場合は、原則として受講履歴確認書を交付しないものとする。

技能習得型研修の講師、監査員、講師の認定について

1. 講師 日本薬業研修センター認定講師（一定条件を満たす者） 1名
2. 監査員 1名
 - 技能習得型研修が規定の内容、時間等を厳守して実施されたかを証明する責任者一名配置する。
 - 当日の運営・進行は講師が主導し、監査員がサポートする。
 - 監査員は、それぞれ技能Ⅰ（1時間）、技能Ⅱ（4時間）、技能Ⅲ（3時間）の研修講座が所定の時間以上実施、研修内容が適切であったかを責任をもって、規定の報告書を元に事務局に報告する。
 - 後日、報告内容を満たしていないことが判明した場合は、速やかに当該研修を受講した全ての受講者の受講証明証は無効とする。
 - 「監視員」募集案内は別途定める。
3. 講師の認定
 - 日本薬業研修センターで講師募集し、同センター認定講師として育成する。
 - 認定講師は事前に研修内容のレクチャーを受け、グループ討議をリードする。
 - 認定講師は、グループ討議の際、各グループの司会進行役、書記、発表者の選定を支援する。
 - 都道府県薬務・地域包括ケアシステム担当者と連携して進める。

知識習得型研修

知識習得型修の研修項目と時間について

知識習得型研修の基本はe-ラーニングとする。

研修項目	時間
① 地域住民の健康維持・増進	2
② 要指導医薬品等概説	8
③ 健康食品、食品	2
④ 禁煙支援	2
⑤ 認知症対策	1
⑥ 感染対策	2
⑦ 衛生用品、介護用品等	1
⑧ 薬物乱用防止	1
⑨ 公衆衛生	1
⑩ 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1
⑪ コミュニケーション力の向上	1
合計	22

知識習得型研修の募集方法と教材、学習方法

知識習得型研修の募集方法と教材は次の通りとする。

1. 募集方法

- ・ 募集案内には、基本はe - ラーニングであることを紹介する。
- ・ e - ラーニングはパソコン、スマートフォンで対応できる。

2. e-ラーニングの教材

- ・ 教材はすべてPDFで閲覧する。各受講者のプリントは可能。
- ・ 確認試験はeラーニング、または集合研修で行う。

3. 学習方法

- ・ 知識習得型研修プログラムに基づき、13講座（要指導医薬品等概説のみ3講座に区分）を学習後、確認試験を行う。
- ・ 確認試験は各講座70%以上の正答率がないと次に進めないシステムとし、合格点に達しない場合は繰り返しテキストを確認し、再試験が可能とする。

研修内容と達成目標・時間数

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間
地域住民の健康維持・増進	<ol style="list-style-type: none"> 健康増進施策の概要(健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等) 健康診断の概要(がん検診、特定健康診断を含む。) 健康づくりの基準の概要(「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等) 	<ol style="list-style-type: none"> 健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介)を判断し、実践できる。 健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2
要指導医薬品等概説	<ol style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法(お薬手帳の活用を含む。)等 薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識(病態生理学、薬理学等) 要指導医薬品等に関する情報収集の方法(PMDAメディナビ等) 	<ol style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品販売量及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得る事ができる。 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法(お薬手帳の活用を含む。)等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。 薬局利用者の状態に合わせた適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等)を判断し、実践できる。 新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	8

健康食品、食品	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要 2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用 3. 健康食品の最新情報 4. 健康食品に関する適正使用と情報提供 5. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。 2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 4. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2
禁煙支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙の健康影響(症状、疾患等) 2. 薬剤師が行う禁煙支援の方法 3. 禁煙の薬物治療 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙による健康影響(喫煙による症状、疾病への影響)や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。 2. 喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応(助言による禁煙誘導等)や禁煙支援(禁煙補助剤の適正使用等)を行うことができる。 	2
認知症対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症関連施策(認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等)の概要及び薬剤師の役割 2. 認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組 3. 認知症の薬物治療 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。 2. 認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介)を判断し、実践できる。 3. 認知症の薬物治療について理解し、実践できる。 	1
感染対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準予防策の概要 2. 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法 3. 流行している感染症情報の収集方法 4. 代表的な予防接種の意義と方法 5. 代表的な消毒薬の使用法(用途、使用濃度及び調製時の注意点) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準予防策を実践できる。 2. 流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 4. 代表的な消毒薬の使用法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2

衛生用品、介護用品等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法 2. 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法 3. 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 2. ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応(衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介)を判断し、実践できる。 	1
薬物乱用防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 依存性のある主な薬物、化学物質(飲酒含む)の摂取による健康影響 2. 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関係する法律の規定 3. 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割 4. 地域における精神・福祉・保健センターの役割 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 依存性のある薬物等やその規制について説明することができる 2. 薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応(地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介)を判断し、実践できる。 	1
公衆衛生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響 2. 誤飲や誤食による中毒の対応 3. 学校薬剤師の位置づけと業務 4. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。 2. 日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。 4. 学校薬剤師の役割と活動を説明できる。 5. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	1
地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの概要(理念、各種施策・制度、背景等) 2. 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる 2. 地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 	1
コミュニケーション力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 来局者への対応、相談対応等の接遇 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬や健康に関する気軽で安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。 	1

修了証の発行方法

修了証の発行方法

技能習得型研修 8 時間、知識習得型研修 22 時間受講後に、受講者が必要書類を用意し、事務局まで申請する。

1) 修了証発行に必要な申請書類

修了証発行に必要な書類は次の通り。

- ・ 申請書※
 - ・ 研修受講証明証（技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ各 1 通、知識習得型研修 1 通、計 4 通）
 - ・ 履歴書（薬局で 5 年以上の実務経験を証明する業務履歴記入欄有）※
- ※申請書と履歴書の記入様式は教育サイトからダウンロードする。

2) 修了証交付の手続き

申請書類確認後、条件達成者に修了証を交付する。

3) 有効期間と更新

有効期間は、発行日から 6 年間とし、有効期限の 2 年前から有効期限の間に技能習得型研修の技能Ⅲ（地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応・3 時間研修）を受講した場合、修了証が更新され新規の修了証を発行する。

有効期限までに更新しない場合は、修了証は無効となり、改めてすべての研修を再受講しなくてはならない。

4) 修了証の取り消し

以下の場合、研修修了を取り消しとする

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき
- (2) 不正な方法で修了証を受けたことが判明したとき
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき

健康サポート薬局研修スケジュール見通し

(実施者：一般社団法人 日本薬業研修センター)

	平成28年 12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
申請	12月 申請・研修実施 機関 確認(最短見込)							
技能習得型研修 (演習:8時間)				集合研修の実施				
知識習得型研修 (eラーニング :22時間)				eラーニング開始				
募集		募集						
修了証						修了証発行目標		